

経済財政運営と改革の基本方針2023

加速する新しい資本主義 ～未来への投資の拡大と構造的質上げの実現～

(令和5年6月16日閣議決定) (抄)

第4章 中長期の経済財政運営

5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

(質の高い公教育の再生等)

持続可能な社会づくりを見据え、多様な子どもたちの特性や少子化の急速な進展など地域の実情等を踏まえ、誰一人取り残されず、可能性を最大限に引き出す学びを通じ、個人と社会全体のWell-beingの向上を目指す²⁸⁴。このため、子どもを安心して任せられるよう、教育DX²⁸⁵におけるリアルとデジタルの最適な組合せの観点も踏まえ、「教育振興基本計画」²⁸⁶等に基づき、客観的な根拠²⁸⁷を重視したPDCAサイクルを推進しつつ、主体的に調整できる個別最適な学びと協働的な学びの実現を始め、世界に冠たる令和型の質の高い公教育の再生に向けて、教育の質の向上に総合的に取り組む。

教職の魅力向上等を通じ、志ある優れた教師の発掘・確保に全力で取り組む。教師が安心して本務に集中し、志気高く誇りを持って子どもに向き合うことができるよう、教員勤務実態調査の結果等を踏まえ、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実²⁸⁸、育成支援²⁸⁹を一体的に進める。教師の時間外在校等時間の上限²⁹⁰を定めている指針の実効性向上に向けた具体的検討、コミュニティ・スクール等も活用した社会全体の理解の醸成や慣習にとらわれない廃止等を含む学校・教師が担う業務の適正化等²⁹¹を推進する。我が国の未来を拓く子どもたちを育てるという崇高な

²⁸⁴ 自己肯定感など獲得的要素と人とのつながりなど関係性に基づく協調的要素との双方や、教師等のWell-beingを含む。

²⁸⁵ デジタル技術を活用した教育活動や学校運営等の効果的・効率的な推進と新たな価値の創出を指す。

²⁸⁶ 令和5年6月16日閣議決定。

²⁸⁷ 教育データの利活用を含む。

²⁸⁸ 効率的な巡回指導等による通級指導体制の充実、多様な支援スタッフの確保・活用等の推進を含む。

²⁸⁹ 心理・福祉等の特定分野における強みなど多様な専門性を有する教職員集団の構築に向けた免許制度改革、大学と教育委員会による教員養成課程の見直しや地域枠の設定、奨学金の返還支援に係る速やかな検討、特別免許状等の活用を含む教師の養成・採用、長期間職務を離れた者を含む高度専門職としての学びやキャリア形成の充実を含む研修・研さん機会の高度化等の一体的改革の推進。

²⁹⁰ 月45時間以内等。

²⁹¹ 働き方改革の取組状況の見える化、校務DX化による業務効率化を含む。

使命と高度な専門性・裁量性を有する専門職である教職の特殊性や人材確保法²⁹²の趣旨、喫緊の課題である教師不足解消の必要性等を踏まえ、真に頑張っている教師が報われるよう、教職調整額の水準や新たな手当の創設を含めた各種手当の見直しなど、職務の負荷に応じたメリハリある給与体系の改善を行うなど、給特法²⁹³等の法制的な枠組みを含め、具体的な制度設計の検討を進め、教師の処遇を抜本的に見直す。35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく。これらの一連の施策を安定的な財源を確保しつつ、2024年度から3年間を集中改革期間とし、スピード感を持って、2024年度から小学校高学年の教科担任制の強化や教員業務支援員の小・中学校への配置拡大を速やかに進めるとともに、2024年度中の給特法改正案の国会提出を検討するなど、少子化が進展する中で、複雑化・多様化する課題に適切に対応するため、計画的・段階的に進める。

G I G Aスクール構想について、次のフェーズに向けて周辺環境整備を含め、I C T²⁹⁴の利活用を日常化させ、人と人の触れ合いの重要性や発達段階、個人情報保護や健康管理等に留意しながら、誰一人取り残されない教育の一層の推進や情報活用能力の育成など学びの変革、校務改善につなげるため、運営支援センターの全国的な設置促進・機能強化等徹底的な伴走支援の強化により、家庭環境や利活用状況・指導力の格差解消、好事例の創出・展開を本格的に進める。各地方公共団体による維持・更新に係る持続的な利活用計画²⁹⁵の状況を検証しつつ、国策として推進するG I G Aスクール構想の1人1台端末について、公教育の必須ツールとして、更新を着実に進める。

安心して柔軟に学べる多様な学びの場の環境整備を強化する。非認知能力の育成に向け、幼児期及び幼保小接続期の教育・保育の質的向上、豊かな感性や創造性を育む文化芸術、スポーツ、自然等の体験活動や読書活動を推進する。栄養教諭を中核とした食育を推進する。地域を始め社会の多様な専門性を有する大人や関係機関が協働してきめ細かく教育に関わるチーム学校との考え方の下、地域と連携したコミュニティ・スクールの導入を加速するとともに、I C Tも効果的に活用し、N P O等とも連携した不登校対策や重大ないじめ・自殺への対応、特異な才能への対応やインクルーシブな学校運営モデルの構築など特別支援教育の充実²⁹⁶等を図る。その際、不登校特例校²⁹⁷や学校内外の教育支援センター²⁹⁸、夜間中学の全国的な設置促進・機能強化、養護教諭の支援体制の推進、S C・S S W²⁹⁹等の配置促進、こうした専門家や警察にいつでも相談できる環境の整備や福祉との連携を含む組織的な早

²⁹² 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和49年法律第2号）。

²⁹³ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）。

²⁹⁴ デジタル教科書・教材・ソフトウェアやEdTech、M E X C B Tを含む。

²⁹⁵ 「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定）に基づく。

²⁹⁶ 特別支援学級との適切な選択など、通級による指導の円滑な運用等を含む。

²⁹⁷ 早期に各都道府県・政令指定都市に1校以上、将来的には分教室型も含め全国で300校の設置を目指す。

²⁹⁸ スペシャルサポートルームを含む。

²⁹⁹ S C：スクールカウンセラー、S S W：スクールソーシャルワーカー。

期対応等³⁰⁰を図る³⁰¹。産業界と連携したキャリア教育・職業教育³⁰²の推進、体力や視力低下の歯止めをかける対策の強化、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行³⁰³、在外教育施設の機能強化³⁰⁴を含め、新しい時代の学び³⁰⁵の実現に向けた環境を整備³⁰⁶しつつ、セーフティプロモーションスクール³⁰⁷の考え方を取り入れた学校安全を推進する。

家庭の経済事情にかかわらず、誰もが学ぶことができるよう、安定的な財源を確保しつつ、高等教育費の負担軽減を着実に進める。2024年度から、授業料等減免及び給付型奨学金の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大、大学院修士段階における授業料後払い制度の創設及び本格導入に向けた更なる検討、貸与型奨学金における減額返還制度の年収要件等の柔軟化による拡充を図るとともに、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について、執行状況や財源等を踏まえつつ、更なる支援拡充を検討し、必要な措置を講ずる。地方自治体や企業による奨学金返還支援など多様な学生支援の取組の促進、初等中等教育段階も含めた関係者への周知等を図る。

(注) 下線は事務局において引いたものである。

³⁰⁰ 端末を活用した兆候の早期発見、保護者の会など保護者への支援やデータ連携も活用したプッシュ型の支援、教室外の学習成果の成績反映を促すための法令上の措置、学校の風土の見える化等を含む。

³⁰¹ 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月31日文部科学大臣決定）に基づく。

³⁰² 専門高校や高等専修学校等における取組。

³⁰³ 部活動指導員を含む指導者の確保、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、参加費用負担への支援等の課題を踏まえた環境整備等。

³⁰⁴ 在留邦人の子の学びの保障、国内同等の学びの環境整備、在外教育施設ならではの教育の充実を旨とする。

³⁰⁵ 初等中等教育段階からの探究学習・プログラミングを含むSTEAM教育・起業家（アントレプレナーシップ）教育等の抜本強化、義務教育段階におけるデジタルものづくり等の創造的な教育の推進を含む。

³⁰⁶ 教育環境向上と老朽化対策を一体的に行う長寿命化・脱炭素化改修や防災機能の強化、特別支援学校の教室不足解消に向けた取組等を含む計画的・効率的な整備等。

³⁰⁷ 学校安全について、組織的・計画的に地域等と連携し、実践・改善を継続するものとして認証された学校。